

税負担を測るいくつかの尺度について

富永 和人*

2018年4月12日

概要

税により民間の経済主体が被る負担の大きさは、経済学では伝統的に、経済主体の手元に最終的に残る金額が課税の影響によって減少する、その減少額として見定められてきたと思われる。わが国の消費税についての議論もこの考え方に基づいており、消費税の納税義務を負う企業が、税額分だけ売値を引き上げられれば、その企業の負担はなくなると見なされる。しかしながら企業の立場からは、売値の引き上げは努力を要するため、負担であると見なされてよいはずである。この負担は、伝統的な負担の尺度（損益負担）によって見定めることができない。それとは異なる2つの尺度（法的負担と稼得負担）を利用することで、損益負担によって捉えられない負担を見定めうることを筆者は以前に示した。本稿では、これらの尺度の意味をより詳細に検討し、尺度としてのそれらの有効性について議論する。

1 序論

わが国における消費税に関する議論では、民間の経済主体（「人」と呼ぶことにする）の税負担の大きさは、人の手元に最終的に残る金銭の額が課税によって減少する、その減少額であるとされる。例えばある企業が、100円で仕入れて250円で売っていた商品を、税率8%の消費税が導入されたときに108円で仕入れて270円で売り、12円を納税するなら、最終的に企業の手元に残る金額は150円で不変であるため、この企業の負担はないと見なされる。消費税がないときに500円で売っていた商品を、税率8%の消費税の下で消費者が540円で買うなら、余計に支出される40円が消費者の負担額であると見なされる。この負担の尺度を筆者は「損益負担」と名づけ、これとは異なる負担の尺度が存在しうることを示した[1]。本稿では、そこで提案された別の負担概念である「法的負担」と「稼得負担」の意味づけをより明確に行い、それらの尺度の妥当性を示すことを試みる。

2 税法と交換価値

税とは一般に、政府が自らの経費のために、法律に基づいて、人に一方的義務として課す無償の金銭的給付とされている[2, p.7]。わが国は、国民の財産権を制限して納税義務を課し（憲法30条）、租税法律主義（憲法84条）に基づいて税法により課税を定める。

政府が税収を経費として支出し、何か（財・サービス・労働力）を調達する場合は、基本的に市場（財とサービスの市場および労働力市場）である。そのため、課税の内容は、原則として市場価格に基づいて定めることになると思

われる。その理由は次の通りである。

単純な例として、いま政府が机を1つ必要であるとし、そのために、ある人（Aとする）に税を課すことを考える。その方法としては①机を物納させる、②机を手に入れるための金銭を納めさせる、③机以外のものを物納させる、のいずれかとなる^{*1}。①は政府の必要を直接満たすが、貨幣経済における課税の形態としては例外と考えてよいだろう。②の場合、税収である金銭は、机を所有している誰かの机を政府が入手するために使われることとなる。納税義務を負うAとは違い、その誰かには机を政府に引き渡す義務がないため、机の所有を強制的に政府に移されることはなく、政府は売買取引によって、つまり市場においてその人から机を手に入れるしかないだろう。この場合、Aに課税する額は、机を市場で購入できる市場価格に等しくあるべきと思われる^{*2}。なぜなら、それより多い課税額は、税の目的である「政府の経費のため」の範囲を超えてAの財産権を制限（侵害）するし、それより少ない課税額では机が入手できないからである。

実際には国の予算は通常単年度であり、税法はそれよりも長い効力を持つことが多いだろうから、すでにある税法による税収額に基づいて、予算を策定することが多いと思われる。その場合でも、経費の支出先である市場における価格に基づいて、予算の積み上げが行われるだろうし、それによって求めた必要な経費の額に応じて増税や減税などの税法の変更が行われるはずである。

③の場合として、Aが椅子をいくつか所有していて物納

^{*1} わが国では相続税に物納が認められている。ここでは税と市場価格の関係を明らかにするため、課税対象を限らずに議論する。

^{*2} わが国では正当な補償の下に私有財産を公共のために利用できる（憲法29条3）が、この規定に基づく場合でも、正当な補償額は市場価格となるだろう[3, p.223-227]。

できるとしよう。政府が、机を調達するために、椅子の物納を受け入れるとすれば、政府は市場で机を購入するための金銭を手に入れるために、椅子を誰かに渡すだろう。何らの義務も負っていないその誰かから金銭を手に入れるには、先ほどと同様に、市場においてその誰かに椅子を売るしかない。よって、机を手に入れるための過不足のない物納は、机の市場価格に相当する市場価格を持つだけの椅子を納めさせることである。

Aが机と椅子を扱う家具職人であり、政府が求める机の市場価格が5万円、椅子1つの市場価格が1万円とすると、Aが課税に応じる方法は①机を物納する、②机の市場価格である5万円を納税する、③机の市場価格5万円に相当する、椅子5つを物納する、などとなり、これらは政府の必要を満たす点からは等しい。

以上から、自由主義経済における税法は一般に、市場価格すなわち交換価値に基礎を置くべきとあってよいと思われる。税として政府が取納する金銭あるいは物は、徴税の場面を除いては、すべて市場での交換に供されるためである*3。わが国の税法も、固定資産税、相続税、贈与税が、対象となる資産の市場価格に基づいて課税され*4、物納の場合の評価額も市場価格に基づく*5など、一貫して市場価格に基礎を置いているように見受けられる。

3 損益負担は取引の金銭面だけに着目する

経済学において租税を論じる際に伝統的に用いられる負担の概念は、税の影響を受けた人の手元に残る金銭の減少で測るものであり、わが国において消費税の負担が論じられる場合にも通常この概念が用いられる。筆者はこれを「損益負担」と名づけた[1]。

損益負担はアダム・スミスの『国富論』に以下のように現れる：

商品にかかる税金が低く、密輸が盛んになるほどではない場合には、その商品を扱う商人は、税金を前払いしても、実際にはその税を負担するわけではなく、商品価格に上乗せして回収する。税金は最終的な買い手である消費者が負担する。[4, p.137]

リカードも『経済学および課税の原理』で次のように述べる：

原生産物に対する租税は、地主によって支払われることはないであろう。農業者によって支払われること

もないであろう。そうではなく、それは、価格上昇の形で、消費者によって支払われるであろう[5, p.219]

いずれも英語で pay (支払う) または paid (支払われる) となっているこの負担の意味は次の通りである。仮に商人が100円で売っている商品に対して10円の税が課されたとき、商人は商品価格を110円にする。これにより、10円という税額は買い手である消費者によって負担される (finally paid ; 最終的に支払われる)。

この負担概念によって捉えることができない2種類の負担があることを筆者は示した[1]。その1つは、納税による財産の損失という負担である。前節での検討に従えば、商人が商品を110円で消費者に売るとき、税法におけるその商品の価値は110円であり、110円の金銭との交換は等価な交換である。よって消費者に損失はなく、商人はさらに10円を納税で失うため、納税分が損失となる。

損益負担がこの損失を捉えられない理由は、取引の金銭面の多寡のみに注目し、取引される商品の価値の変化 (税があるために商品自身の交換価値が10円上がる) をないものとして扱っているためのものである*6。

経済学で伝統的にこの負担に基づいて税が論じられてきたのは、そのような議論の目的が主に、国の経済という視点から見た、所得 (収入) の適切な分配にあったからのように思われる。スミスは『国富論』序論で次のように述べる[6, p.3] (以下、傍点は筆者による)：

以上のように本書の第一編から第四編までは、国民全体の収入を生み出しているのが何であり、それぞれの時代にそれぞれの国で、年間に消費されるものを供給してきた源泉がどのような性格をもっているのかを説明することを目的としている。

リカードも前掲『～原理』序文に次のように記す[5, p.11]：

大地の生産物 [略] は、社会の三階級の間で、すなわち土地の所有者と、その耕作に必要な資財つまり資本の所有者と、その勤労によって土地を耕作する労働者との間で分けられる。

だが、社会の異なる段階においては、大地の全生産物のうち、地代・利潤・賃金という名称でこの三階級のそれぞれに割りあてられる割合は、きわめて大きく

*3 例外である①を除いた。が、租税の平等などを論じるために①の負担を評価するときにはやはり市場価格に基づくべきだろう。

*4 固定資産税については地方税法341条5号および349条、相続税と贈与税については国税庁法令解釈通達『財産評価』による。

*5 相続税法43条による。

*6 スミスは前掲書で「同じ時期、同じ場所であれば、真の価格と名目価格の比率は、どの商品でもまったく同じである [略] このため、同じ時点、同じ場所であれば、金銭がすべての商品の真の交換価値をはかる正確な尺度になる」と述べ[6, p.39-40]、リカードも前掲書で「新たな租税はすべて、生産に対する新たな経費となり、そして自然価格を騰貴させる」と述べている[5, p.255]にもかわからず。

異なるだろう。[略]

この分配を規定する諸法則を確定することが経済学の主要問題である。

マズグレイヴも、租税を含む予算政策を論じるに当たって以下のように述べている[7, p.307]：

公共および民間需要は、あたえられた同一の総資源を利用し、同一の産出量を分ちあう。その際この両者は結合して、種々の生産物と生産要素との相対価格を決定し、また生産資源がどこに使われるか、所得がどのように分配されるかを決定する。

国における所得の分配を議論する際に、ある人の所得が、税による影響の結果として減少することを、一種の税負担であると考えことは妥当だろう。しかし人の側から見た、納税による財産の損失という負担を、損益負担は捉えきれない。

これに対して筆者は、「法的負担」という概念を提案した[1]。人の法的負担は、課税によって手元から失う財産の交換価値で表される。先ほどの例では、商人は110円相当の商品を手放し、110円の金銭を手に入れ、10円を納税で失うため、法的負担の額は10円である。消費者は110円の金銭を手放して110円相当の商品を手に入れたので、法的負担はない。法的負担はこのように、取引の金銭面だけでなく商品の価値も考慮することで、人が税法によって財産権を制限されて財産を失うという負担を表現する。

4 なぜ税負担を論じるのか

ある職人が商品（ペンとする）を作って50円で商人に売り、商人がそれを100円で消費者に売っているとす。ここで職人に商品1個当たり10円のペン製造税を課す。職人は売値を60円に引き上げ、10円を納税する。商人も売値を110円に引き上げて消費者に売る。このとき、法的負担を負うのは職人（その大きさは10円）のみで、損益負担を負うのは消費者（その大きさも10円）のみである。商人はどちらの負担も負わない。しかし通常感覚では、売値の引き上げには、程度の差こそあれ努力が必要である。値上げに努力が要らないなら、任意の一度の取引で好きなだけの額の金銭を手に入れられることになってしまう。この努力が、損益負担として捉えることのできない2つめの負担である[1]。

この商人の負担を表す概念について検討する前に、そもそも我々がなぜ税負担を論じるのかを確認したい。

我々が税負担を論じるときには、租税平等主義[2, p.17]に基づいて、まずは負担の公平性を問題にするだろう。前節で見たように、損益負担は、税の影響の結果として所得

の分配がどう変化するかを表現するようである。この尺度によって、所得の面における、人の負担の大きさと、人と人との間の税負担の公平性を論じることができる。

しかし、負担概念に求められるのは、結果としての損益を測定できることだけではないだろう。マズグレイヴは前掲書で次のように述べている[7, p.307-308]：

租税が賦課される時、法規は特定の消費者または企業に法律上の債務を課する。[略] 公共収入ないし支出の流れが注入される衝撃点ははっきりと定まるが、最終的に費用ないし便益が配分される状態は、租税債務ないし公共支出が最初に定められる形とは非常に違ったものになりうる。最終的な結果は、予算支払いがどのように体系の中に挿入されるかに依存するだけでなく、それにたいして経済がどのように調整するかに依存している。これらの調整を予測するときのみ、われわれは与えられた諸目的を実現するためにどのような政策が必要とされるかを決定することができる。

租税の機能には、国家財源調達、富の再配分、景気調整、資源の再配分に加え、重要なものとして私人誘導機能があり、「租税の存在自体が、租税負担を回避しようとする私人の試みの誘引となる」ことが重要とされている[2, p.6-7]。このような試みの波及は、課税後の経済の調整の原因となるだろう。例えばペン職人が商品について10円の税を課されて売値を10円引き上げ、ペン商人がその値上げを被るとき、ペン商人も売値を10円上げることで、損益負担を回避する試みである。このような「負担を回避する」行動を予測しうることが、負担概念には求められるだろう。損益負担はこの目的に確かに役立つと思われるが、損益負担概念だけで税負担を論じるに十分だろうか。

わが国には、消費税負担の適正な転嫁を確保しようとする法律である『消費税転嫁対策特別措置法』がある。この法律は、売り手が消費税分を価格に上乗せすることで負担を買い手に転嫁し、企業の税負担をなくして消費者に負担させるために、企業が商品の販売において「消費税分はいただきます」などと表示することなどを禁止している。損益負担に基づけば、消費税分を価格に上乗せすれば、売り手である企業の負担はなくなる。先ほどのペン商人の例と同様である。しかし、人は普通、自らの負担を減らす行動を選択するので、売り手の負担を減らすために、売り手の自由な行為を禁止する必要はないはずである。禁止されている行為を売り手がとろうとするなら、それは負担を回避する行為である可能性がある。そのような行為をこの法律が禁止しているのは、「売り手にとって、価格を引き上げるとは負担である」という事実が見落とされて

いるためではないだろうか。

5 稼得負担

売値を引き上げる負担は、より一般に、次の「稼得負担」として定義できる[1]。

稼得負担 通貨発行権を持たない経済主体が、財・サービス市場あるいは労働力市場における取引で金銭を手に入れねばならないという負担を表す尺度。手に入れねばならない金額を負担の大きさとする。

この負担の意味は次の通りである。通貨発行権を持たない人が金銭を手に入れるためには、市場でそれと交換する財・サービス・労働力を提供するしかない*7。そのような財やサービスを作り出す負担、あるいは提供する労働力の負担を金額で表現する尺度が稼得負担である。

先ほどのペン商人は、ペン製造税の法的負担は負わないが、10円だけ値上げする稼得負担を負い、それによって損益負担をゼロとする。

尺度としての稼得負担の妥当性を検討する。初めにこの負担が、損益負担および法的負担とは異なる尺度であることを示す。損益負担では、人の手元に残る金額が不変である場合、負担がないとされる。ペン製造税が仮にペン1本当たり1000円とし、課税前にペンを50円で売っていたペン職人が、税額を上乗せして1050円で売るとき、負担がないと見なすのが損益負担である。常識的に考えて、50円で売っていたペンを1050円に値上げするのは困難であろう。もし値上げできたなら、何らかの苦労をしたと考えるのが自然である。その苦労を表現する尺度が稼得負担であり、この場合は1000円だけ多く負担したことになる。このときペン商人は、以前は50円で仕入れていたペンを1050円で仕入れる。これを1100円で売ることができれば、損益負担はゼロとなる。また、ペン商人は法的負担も負わない。なぜなら1050円支払って手に入れたペンの交換価値は1050円であるし、1100円を受け取って手放したペンの交換価値は1100円だからである。ペン商人が、100円ではなく1100円で売るときの負担を表現するのが稼得負担である。以上から、稼得負担は損益負担とも法的負担とも異なる尺度である。

次に、我々が感じる負担を稼得負担が適切に表現するかどうかを検討する。ひと月の生活費を10万円とし、それによる負担を考えよう*8。莫大な貯金がある人Aは、働い

て稼ぐことなく、貯金を費やして生活する。貯金をまったく持たないBは、毎月10万円を稼いで生活する。このとき、Aは毎月10万円の損益負担を負うが、稼得負担は負わない。Bは、毎月の収支が一致しているため損益負担は負わないが、毎月10万円の稼得負担を負う。普通感覚で、働かずに暮らすことは楽であり、暮らすために働くのは負担である。この負担を稼得負担は表している。ペン商人Cは卸売市場において、ペン職人からペンを50円で仕入れた。小売市場でこのペンを消費者に売るとき、1万円で売るのは難しいかもしれない。もし売れたなら、それだけの努力をした、つまり負担をしたことになる。この場合の稼得負担の大きさは1万円である。30円で売らば、かなり楽であろう。そのとき、仕入れ値である50円で売ると比較して20円の損益負担を負うことになるが、稼ぐこと自体の負担つまり稼得負担の大きさは30円となる。稼得負担の大きさは稼ぐ金額であり、これは稼ぐことの大変さを適切に表現していると思われる。

法的負担と稼得負担の違いは注目に値する。人が市場でものを売って金銭を手に入れる時、その金額の大きさだけの交換価値を持つものを手放している。よって法的負担の視点では、どれだけ大きな金額を手に入れようが（また逆にどれだけ高額なものを買おうが）、財産の損失つまり負担はない。これに対して、より大きな額の金銭を取引によって手に入れること（より多く稼ぐこと）は、通常は難しいとされる。後者を表現するのが稼得負担である。

なお、稼得負担が金額として表す負担は、絶対普遍ではない。ある人が100円を稼ぐのと、別の人が100円を稼ぐことの困難さは、人によって違うだろう。しかしながら、市場で金銭を稼ぐ負担をこのように数値で表現する尺度には意味があると筆者は考える。これは、ものに認める価値が人によって違って、市場価格を何らかの価値の尺度と見なすことの有用性と同様である。

6 消費税への適用

一般に消費税が議論される際には損益負担だけが考慮される。このため、財産権の制限という意味での法的な税負担が見落とされている。法的負担概念を用いて筆者はこれを指摘した[1]。稼得負担を考えることで、さらに以下のことが言える。

損益負担に基づくと、すべての企業は、消費税分を売値に上乗せすれば、税負担を負わない。企業は損益負担を回避するために、消費税分を正確に売値に乗せようとするはずである。しかし稼得負担が現実の負担であるなら、消費税分の上乗せはそのまま企業の負担となる。企業はその負担も回避しようとするだろう。そのために、仕入れ値に支配力を持つ企業は、売値を上げるよりも、仕入

*7 本論考の主目的は税負担を論じることであり、納税のための貨幣の入手先として金融市場は不適切なので、ここでは除外する。

*8 損益負担や稼得負担の原因は税に限られない。例えば「原材料である原油価格の高騰による小売価格の値上げを消費者が負担する」と言う場合の負担は通常、損益負担を表している。

れ値を抑えようとするだろう。それができない場合には、税額分の値上げによる稼得負担を回避し、受忍できる損益負担を負ったり、あるいは薄利多売によって別の形で（その人にとって有利な）稼得負担を負う選択をすることもあろう。消費税分を正確に売値に上乘せしないこのような場合に、企業が「消費税分はいただきません」などと表示したいと考えるのは自然である。『消費税転嫁対策特別措置法』がこの種の表示を禁止するのは、企業の負担は損益負担のみであってそれを回避するはずだと前提し、稼得負担で表現されるような現実に存在する別の負担を見落としている現れではないだろうか。

法的負担の回避についても考える。企業が消費税の法的負担を回避するには、付加価値税たる消費税の課税標準である、自らが作り出す付加価値額^{*9}を減らすことが有効である。付加価値額はおよそ売上引く仕入れで求まり、主に人件費と利益から成る。利益を減らさずに法的負担を減らすには①人件費を削減する、②直接雇用を減らして派遣に切り換える（派遣雇用の費用は仕入れとなる）、③消費税が課される生産活動を控え、得た利益を生産ではなく金融投資などに回して利益を上げる、などが可能である。これらの負担回避は、税による負担を損益負担のみと考える場合には、予測が難しいと思われる。

消費者の稼得負担も考慮するなら、以下のような可能性が考えられる。消費税により小売価格が上昇した商品を消費者が買うとき、価格上昇分が消費者の損益負担となる。この損益負担を賃上げの獲得で相殺するのは消費者にとって通常は難しく（稼得負担はこれを意味する）、それより支出を減らすほうが楽である。支出を減らす消費者の選択は、小売価格の下落圧力となる。この圧力は企業が売値を引き上げる（より多い金額を市場で稼ぐ）ことを難しくし、その稼得負担を回避したい企業が利益を維持しようとするなら、仕入れや人件費を減らす選択をするだろう。仕入れ値の引き下げつまり生産過程の前段階の売値の引き下げは、それを被る企業の仕入れや人件費を減らす選択につながる。これらによって消費者の賃金が抑えられ、さらなる小売価格の下落圧力となる。この循環はデフレを引き起こす。

7 結論

本稿では、損益負担、法的負担、稼得負担の3つの負担概念について検討した。伝統的な負担概念である損益負担は、租税を導入する結果、どの人（政府以外の経済主体）の所得がどれだけ減るかを表す尺度である。法的負

担は、人の財産がどれだけ政府に移転するかを表す尺度である。稼得負担は、人が市場でどれだけ価値あるもの（財、サービス、労働力）を提供しなければならないか——換言すれば、どれだけ金銭を市場で稼がねばならないか——を表す尺度である。これらは異なった負担を表現し、いずれも現実の負担を表していると思われる。

負担概念の役割は、租税導入の結果として誰がどれだけ損失を被るかを評価することだけに留まらず、租税回避などによる経済への影響を予測するために有用な尺度でもあるべきだろう。わが国の消費税に関する問題に法的負担と稼得負担を適用することによって、損益負担だけでは捉えることができないそのような損失および影響を見定めうることを示した。具体的には、法的負担で測ることができる、所有から財産を失うという企業の損失と、それを回避するために企業が人件費を削減するなどの選択を行えること、また稼得負担の視点から、『消費税転嫁対策特別措置法』が求めるような税額の売値への上乗せはそのままそれを行う企業の負担となること、そして企業と消費者が稼得負担を回避する行動がデフレを引き起こす可能性を示した。

租税の経済への影響を正確に見定め、また人の税負担の大きさや公平性を正しく評価するためには、その基礎となる尺度である「負担」が適切に定義され、議論において共有されている必要があるだろう。導入からほぼ30年となる消費税についての議論は、今でも混沌としているように見受けられる。その大きな原因が、一般的な議論において損益負担という尺度に基づく負担のみが考慮され、その尺度では見ることができない、しかし人が現実に被る別の負担（筆者の考えによれば、法的負担や稼得負担）が見落とされているためである可能性は高いと考える。

参考文献

- [1] 富永和人『消費税の負担に関する一考察』（2018年3月）和情報網デジタル書庫 TK 1
- [2] 谷口勢津夫『税法基本講義』弘文堂、第5版（2016）
- [3] 芦部信喜『憲法』岩波書店、第4版（2007）
- [4] アダム・スミス（山岡洋一 訳）『国富論（下）』日本経済新聞出版社（2007）
- [5] リカードウ『経済学および課税の原理（上）』岩波文庫（1987）
- [6] アダム・スミス（山岡洋一 訳）『国富論（上）』日本経済新聞出版社（2007）
- [7] R. A. マスグレイヴ（木下和夫 監修、大阪大学財政研究会 訳）『財政理論II』有斐閣（1962）

^{*9} 消費税が、通常の税額計算方法である「課税標準×税率」で計算されないことの問題を[1]で指摘した。通常の計算方法によれば、消費税は、付加価値額を課税標準とする付加価値税である。